

市の教育施策を検討

5月18日 市総合教育会議を開催

第1回伊豆の国市総合教育会議を、市役所伊豆長岡庁舎で開催しました。教育の現状や市の教育施策の基本となる「教育に関する大綱」の策定について協議しました。会議の構成員は、小野市長と教育委員会です。

※任期満了などにより、新たに岩田幸晴さんと相原昇明さんを教育委員に任命しました。



▲岩田さん（4月11日任命） ▲相原さん（5月18日任命）

大舞台で日頃の訓練成果をお披露目

5月24日 田方支部消防操法大会が開催

田方支部消防操法大会が熱海観光港芝生広場（熱海市）で行われ、伊豆の国市からは第6分団（奈古谷）と第12分団（守木・白山堂・御門・立花・宗光寺・田中山）が出場しました。日頃の訓練の成果を見せる姿に、見ていた人たちからは温かい拍手が送られました。同大会は、消防技術の向上と士気の高揚などを目的に2年に一度開催されています。

◀審査員のチェックを受けながら操作する第6分団



イコモス勧告を受けガイド回数急増

6月6日 ガイドの会、案内人数20万を達成

伊豆の国歴史ガイドの会が、発足から15年で案内した人数が20万人を達成。記念式典を葦山反射炉で行いました。式では、案内20万人目となった名古屋市からお越しの石川さん家族に、花束や市の特産品などが贈られました。

同会は、平成13年4月に当時の葦山町で発足。市内の史跡を無料で案内しています。

ガイドの皆さんから祝福を受ける石川さん家族（中央）▶



伊豆の大地の偉大さを再確認

6月6日 市内ジオツアーを開催

大地が育んだ市内の見どころ「ジオ（GEO）」を巡るツアーを開催。市民27人が参加し、守山、高塚山、不動の滝など8カ所を、ジオガイドの説明を受けながら回りました。

また、6月1日に道の駅「伊豆のへそ」内に開設した伊豆の国ビジターセンター（田京）を訪れ、自分たちの住む大地の偉大さを再確認しました。

◀ジオガイドの説明に真剣に耳を傾ける参加者



お知らせ

わが家の専門家診断

実施中

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、専門家（静岡県耐震診断補強相談士）を派遣し、住宅の簡易な耐震診断を無料で行っています。

市内にある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

①戸建住宅、長屋、共同住宅

②店舗・作業所等の併用住宅（延べ床面積の2分の1以上が住宅として使用されているもの）

※別荘や空き家は対象外

診断を希望される人は、申込方法など詳細を直接ご確認ください。

市役所危機管理課
055（948）1482

静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験

受験願書配布 7月1日（水）から市役所下水道課（伊豆長岡庁舎別館）で配布

20歳以上で学歴に応じた実務経験を有する人

試験日 7月21日（火）～31日（金）

試験会場 10月21日（水）

試験会場 静岡県商工会議所静岡事務

所会館（静岡市葵区）

他 料 4,000円

受験に関する講習会を開催します。詳細は市役所下水道課、または静岡県下水道協会へ問い合わせください。

市役所下水道課

055（948）2920

静岡県下水道協会（静岡市下水道総務課内）

054（355）2500

女性学習支援事業募集

広報6月号掲載のお詫びと訂正

6月号掲載「女性学習支援事業募集のご案内」の記事の一部に誤りがありました。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

訂正箇所 応募要件

たたくは、「NPOを含む団体」

一部修正 応募期間

応募期間を7月17日（金）まで延長

市役所地域づくり推進課
055（948）1412

大人の初心者水泳教室

広報6月号掲載のお詫びと訂正

6月号掲載「プールさんゆう大人初心者水泳教室」の記事の一部に誤りがありました。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

訂正箇所 実施時間

たたくは、「13時30分～14時15分」

市役所長寿福祉課
055（947）0176

在宅で介護している人の労をねぎらいたい



介護手当のお知らせ

市役所長寿福祉課
0558-76-8011

市では、介護が必要な人を基準日までの半年以上在宅で介護している人に対して、その労をねぎらうため毎年7月1日と1月1日を基準日として『介護手当』を支給しています。

対象になると思われる人に、6月末に通知を発送しましたので、手続きをお願いします。

支給額	1回あたり 30,000円
要介護4・5の認定を受けて、介護保険のサービスを利用していない人	1回あたり 60,000円

●対象

基準日前6カ月以上、伊豆の国市民で要介護者と同居し生計同一の介護者（生活保護受給者を除く）

※要介護者とは※次のすべてに該当する人

・基準日前6カ月以上継続して、伊豆の国市民で介護度3～5の認定を受けている人

・基準日前6カ月の間に、施設入所や短期入所が44日以下で、特別障害者手当を受けていない人

対象となる人で、通知の届かない人は、7月31日（金）までの間に、ご連絡ください。